



筑紫女学園大学リポジット

宝暦年間筑前における真宗門徒農民の遠島処分について

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2014-02-13 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 鷺山, 智英, SAGIYAMA, Tomohide メールアドレス: 所属:
URL	https://chikushi-u.repo.nii.ac.jp/records/103

(史料紹介) 宝暦年間筑前における真宗門徒農民の遠島処分について

鷺山智英

はじめに

この史料は北部九州真宗寺院文化財調査(筑紫女学園大学)の中で見いだされた、西蓮寺(筑紫野市萩原)所蔵の「宝暦十三年未ノ六月十四日 指上申願書口上書覚 写」(以下「願書口上書覚」とする)である。

宝暦十二(一七六二)年に筑前国御笠郡萩原村西蓮寺の門徒小四郎と利七が「仏法ニ立入、農業不心掛」「御政道筋不埒」という理由で遠島刑となった時の当事者を含む関係者が記した願書や口上書の写しを綴ったものである。処分についての全体的な概要を知り得る貴重な史料である。

筑前国における宝暦期は享保の大飢饉から国を立て直していく上で諸改革が行われた重要な時期であり、農民政策にもその後の国政の土台となっていく改革が断行されている。その時期に真宗門徒農民が遠島刑に処されたことにどのような意味があるのか、時代背景を明らかにしながら、事件の分析をおこなっていききたい。

処分の経緯

萩原村小四郎と山口村利七は最初から遠島刑に処されてはいない。宝暦十二年十二月に上古賀村大庄屋利兵衛が出した「証拠」には「右之者共後生相願、百生之本意ヲ失、耕作筋御年貢公役等龜抹致、御郡中風俗之妨相成候付、右之人柄御寺へ進申候、御勝手次第、御弟子ニ可被成候」と記されている。つまり、寺に弟子として預けるという処分であった。

この時点で寺社奉行森源太夫から問い合わせをうけた郡奉行永田伊左衛門(伊右衛門とも出てくるが伊左衛門が正しい)が、二人の処分理由などを述べて回答している。その文書では二人を寺の弟子にすることは難しいことなので、二人が改心をして自分に願い出るならば、処分を撤回してもいいという趣旨を述べている。また僧侶の門徒に対する教化がよくないのでこのような事態を引き起こしたのであるという認識を示している(十二月二十三日付け)。

また同年十二月二十一日に大庄屋利兵衛から呼び出しをうけた願応寺(當時西蓮寺は無住であったので願応寺が掛け持ちしていた・筑紫野市山口)の口上書(宝暦十三年一月十三日付け)によれば、二人の処分理由を告げられ、寺の弟子にするようにとの「御当職」の「御意」であると伝えられた。同寺は翌二十二日に御笠郡の触次寺院であった栄法寺(筑紫野市武蔵)に対応について相談している。その後大庄屋宅へ赴き、「御当職」(藩政の責任者)からの意向であればその旨の書状をいただきたいと願う出ると、それは「御当職」ではなく郡奉行永田伊左衛門の意向であると前日の説明を翻した。しかし、郡奉行永田が寺社奉行森源太夫に回答した内容とも食い違う。大庄屋利兵衛が画策している様子がかがわれる。

この願応寺の口上書で注目すべき内容は、大庄屋利兵衛が立明寺村惣五ほか四人を呼び出し、小四郎や利七のようにほかの者を誘って寺参りをする、と遠島に処すと言いつづけていることである。

宝暦十三年一月三日には小四郎、利七は村の斗蔵に拘留された。蔵は昼夜二人体制で監視された。

その後、同二月に小四郎、利七への取調や、旦那寺である願応寺への聴取が進み、「仏法二立入候故、御政道筋略」という実態はないこと、僧侶の門徒教化についても不審な点はないことが判明した。よってこれまでの二人に対する処分は大庄屋利兵衛の「了簡違二て間違」ということが明らかになった。そして大庄屋利兵衛は小四郎と利七の二人に処分の撤回を言い渡したが、その際触下の庄屋中に対しては「已後仏参等仕候者ハ遠嶋、或ハ改宗など可申付」と通達したという(宝

暦十三年二月 御笠組一派中より触頭寺院三か寺宛)。

おそらくこの通達を受けてのことだと思われるが、二月八日付けで小四郎と利七を「村庄屋・大庄屋より段々申聞候へ共、不相用農業ヲ取失ひ、御年貢・諸公役共致不埒候付」という理由で遠島に処するという通達が郡奉行永田伊左衛門より出された。さらに翌九日には前出の立明寺村惣五(惣五郎)をはじめとする五人を含む十一人が、「真宗仏道二立入、農業不懸心二付」「百生一流風俗之妨相成不届之至」という理由で遠島に処せられている。「風俗之妨」とは、「小寄林と申候而百生之家二住持を招、大勢集、説法など致」すことをさしている。

なぜこのように処分された真宗門徒が増えるような事態になったのかよくわからない。しかし、二月下旬にはこの処分のもとになった「仏参等仕候者ハ遠嶋、或ハ改宗」という通達も含めて、大庄屋利兵衛の処分や通達は「了簡違二付間違」であると寺社奉行所が判断しているようだ。そのことを触頭三か寺(万行寺・徳栄寺・光専寺)が郡奉行永田伊左衛門へ「申渡」(二月二十三日付)しており、永田は大庄屋へ「間違」であったことを触直すよう申しつけることを寺社奉行へ伝えている。

ところが四月になっても触直しは出されなかった。了簡違いの間違った処分がそのまま実効となっていたようである。真宗寺院には処分を恐れて参詣するものが激減した。寺院も厳しい状況に立たされたので、御笠郡真宗寺院は触頭三か寺へ触直しが出されるよう働きかけてほしいと願っている。

処分の背景

享保の飢饉以後逼迫した藩の財政を立て直すために様々な改革がおこなわれたが、宝暦十二年十月には、郡奉行が直接農村の支配にあたるように改められた。そして大庄屋・庄屋を中心とする村役人を支配機構の末端に組み込んでいき、農村の支配にあたらせた。そのため大庄屋をはじめとする村役人の農村内部における政治的、経済的な力は一層強まることになったという。^{*1}

宝暦十二年十二月の「御政道筋不埒」を理由とする真宗門徒農民の遠島刑処分は、まさに農村支配機構の新しい改革のスタート時点でおこったのである。

処分経緯の中でも述べたように、大庄屋利兵衛が小四郎、利七を罪に落とし入れる画策をしたことを窺うことができるが、実際、御笠郡山田村慶伝寺（真宗・大野城市山田）の記録に、宝暦十二年「十一月十九日カ、上古賀大庄屋利兵衛、萩原小四郎・山口利七等、法難ノ邪見ニ付テ、郡奉行永田伊左衛門へ兩人事種々ニ申入謀計之企事在之」とあり、真宗側にとっては大庄屋による謀計であり、処分は法難であるとして受け取っていることがわかる。

大庄屋利兵衛は新しい改革のなかで、少しでも年貢の増徴がはかれるように、農民が農業に精励することを意図していたのだろう。またそのことで自分が手柄を立てたいという気持ちが働いたのだと思われる。そして郡奉行や藩も真宗門徒を攻撃する政策に賛同したものと考えられる。

このように真宗が権力により目の敵にされていたのはなぜだろうか。

福岡藩において真宗の寺院数は全仏教寺院数の約四割強を占める。ということは藩の人口のうち半数以上は真宗門徒であるとみてよいだろう。その中でも御笠郡は真宗の寺院数も多く（仏教寺院二十四か寺中真宗寺院十八か寺）、門徒農民も多いと考えられる。

宝暦十年には西本願寺の阿弥陀堂が落成しているが、この建築費は門徒からの懇志である（寺）と十両を要請している（『本願寺史』第二巻）。^{*2} また同十一年には開祖親鸞の五百回遠忌法要が勤められているが、この法要も門徒の懇志によって勤められている（六百回忌の場合筑前国の懇志請高は二千五百両であった『本願寺史』第二巻）。^{*3} この二つの事例でも推測できるように、おそらく筑前の門徒もかなりの懇志額を負担していると思われる。

一方福岡藩では享保の飢饉以来財政を立て直すために懸命に改革を重ねて来ており、宝暦年間には儉約令が出されているという状況であった。そんな時期に真宗門徒は組織だって本山のために多額の懇志を出していた。この様子をみた為政者側としてはおもしろいはずはない。

よって真宗門徒を見せしめに遠島処分にして、農民への引き締めを強化し藩財政建て直しを図っていったのだと思われる。

最後に

宝暦十二年の小四郎、利七に対する処分について、いままで「願書口上書覚」をもとに見てきたが、大庄屋利兵衛が画策し、「仏法に立入」「百生之本意ヲ失、耕作筋御年貢公役等疵抹致」という実態がないにもかかわらず、強引に遠島処分仕立て上げていった様子を窺うことができた。

また、この処分についてはその時点でのことで終わらずに、後々まで語り継がれ、藩権力による農民支配の道具として使われたことを付け加えておかなければならない。

次の史料は「真宗示御触状写」というものである。^{*4}

近年於郡々真宗を崇、不相応之米錢を費候類有之由相違候、右之次第致増長候得者農業ニ疎ク相成、自業を致忘却候様ニ可相成候条急度示可申上候、御当職被仰聞、別紙御書附被相渡候、向後寺々ヨリも手段ヲ以色々相進候筋も可有之候ニ付、同様ニ町奉行も相示有之事二候、以後右躰不宜不埒之次第第二候得者、重ク曲事可申付候、尤宝暦十三年御笠郡山口・萩原之者共御咎之書附并此節寺社奉行ヨリ之触状共ニ写心得指廻し、人別委細申聞セ相示可申事

郡奉行

津田源次郎

十二月

大庄屋

一八

又六殿

同

弥次衛殿

同

新九郎殿

同

甚吉殿

明和九年辰十一月御当職御渡被成候御書附之写

近年於郡々真宗を崇百姓共不相応之為躰有之段相違不埒之事二候、畢竟百姓心得違之儀ニハ候得共、寺々ヨリ色々相進筋も可有之由旁不宜次第二付、両役申談不埒之筋無之様ニ急度相示可申事

辰十一月

明和九（一七七二）年において「御当職」（藩政の責任者）からこのような通達が出されていることは何を示しているのか。

興味深い事実が『筑紫野市史』下巻に紹介されている。明和三（一七六六）年正月に、那珂・席田・夜須・御笠四郡の大庄屋六名が郡奉行永田伊左衛門役所に呼び出されて表彰を受けているというのである。理由は昨年の凶作にもかかわらず、返免の村を出さなかったからであった。六人の大庄屋の一人はもちろん利兵衛である。

御笠郡での真宗門徒を遠島処分にして年貢徴収の実績をあげていた手法が、藩政においても利用されたことが明らかである。

今後福岡藩の農民支配における真宗門徒に対する政策の実態が様々

な史料から明らかにされていくことを期待したい。

* 1 柴田一「幕藩制中・後期農村支配機構に関する一考察」〔福岡県史〕

近世研究編・福岡藩一）昭和五十八年・138頁

* 2 『本願寺史』第二卷・本願寺史料研究所編集・昭和四十三年・141頁

* 3 『本願寺史』第二卷・748頁

* 4 福岡県立図書館複写史料 横田文書二二

* 5 『筑紫野市史』平成十一年・141頁

宝曆十三年

指上申願書口上書覚 写

未ノ六月十四日

願書指上候次第之覚

一願書壱通 外ニ口書二通

右ハ正月十二日ニ上ル

一同寺大庄屋掛合

口上書壱通并坊主成之証拠壱通

右ハ正月十四日上

一願書壱通并三ヶ寺添願一通

右ハ二月二日上

一三ヶ寺より申渡シノ書付一紙

並御郡より之御状ノ写一紙

願応寺

榮法寺

小四郎

利七

願応寺

郡内

一派中

郡内

一 觸直シ再願書通 一派中

右ハ四月六日上

一 御触状三通並御状書通

一 願書一冊 一派中

右ハ此節奉願上候

一 利七事受合書物書通 右ハ利七一家中より

五月廿九日ニ入ル 右ハ横折ニ書調上ル

口上書

一 今度萩原村西蓮寺旦那同村小四郎、山口村利七、仏法ニ立入、家業

ヲ取失ヒ年貢御公役等龜抹ニ仕、田畠等売払、又ハ子共奉公仕らせ、

御政道筋不埒仕候儀、畢竟拙寺共勸方不宜ニ付、右躰之儀有之候由、

御吟味被仰付承知仕候、拙僧儀兼而御本山より被仰付置候御掟ヲ相

背教化仕候儀決而無之候、猶又右両人之者万一心得違之儀も可有御

座乎と奉存候ニ付、早速吟味仕候処、曾而心得違之儀無之趣承知仕

候、依之其趣委細書付ヲ以申上候、御聞通可被下候

一 山口村利七事御上納之儀被仰付候通二十一月廿日頃皆済仕候由申

す、御公役間違相成候儀、旦那寺無住ニ付、開山忌相勤申候儀難相

成、無扨趣ニ付客僧雇候ため遠方へ罷越候留主之節、折ふし御公役

申来候故、無扨脇方へ頼替申候趣ニ御座候

一 萩原村小四郎事、別而不女意者ニ御座候而田地等も持不申者ニ御座

候、尤以前ハ相応之身躰ニ御座候得とも、親共十六年之間病身ニ

罷成、尚又女房も五ヶ年病身ニ相成、無程死去仕候、就夫出生も数

ヶ年相痛、旁物入等も多御座候而、次第ニ貧究仕、無扨田地等も売

払申候儀ニ御座候、全家業を龜抹ニ仕候ニハ無御座候へ共、右之趣

ニ故無是非仕合ニ御座候由申候、右之趣ニ御座候へは、曾而仏法ニ

立入御上ヲ龜抹仕候儀無御座候趣ニ相聞申候、猶法儀ニ付左様之心

得違無之由委細承届候、拙僧共勸方不宜ニ付、左様之儀出来仕趣御

吟味被下候段、甚迷惑之至ニ奉存候、御本山御掟相背教化仕候儀曾

而無御座候条、重畳此段御聞通被遊可被下候、已上

宝曆十三年正月十二日

山口村

願心寺

觸口

栄法寺

徳栄寺

万行寺

光専寺

口上書之事

一 今度私ニ被仰付候御公儀不勤之儀承候へ共、御忌御客僧雇として脇

方へ参り、留主ニ而御公役申来候故、女共脇へ頼替申候、此儀八百

性中相互之儀ニ御座候へ共、折ふし居合不申分之儀ニ御座候

一 御上納不埒之儀被仰付候へ共、御公儀様より稠敷被仰付候事と承候へ者、随分無油断御日切之通十一月廿日頃ニ皆済仕候

一 親不孝之儀被仰付候、扱々迷惑ニ奉存候、誠ニ賤敷候へ共近所者も被存候通り致不孝申たる覚會而無御座候、然所御頼寺之御勸化筋ニ而御法度も相背申候様ニ相聞候、扱々無勿躰趣ニ候、折々寸隙之節ニ寺ニ参り、御勸化承候処随分御公儀様より被為仰出候儀、念ヲ入御公役・諸上納、且又仁義等も無籠略候様ニ平生相持テ、無油断家業第一ニ相働可申候よし承候処無相違候、仍而書物如件

山口村

利七

宝曆十二年十二月

願心寺様

栄法寺様

口上書之事

今度私ニ被仰付候不女意之儀、親共十六年之間病氣ニ付身躰不相応之物入多御座候、尚又女共産後五年間病身ニ罷成相果申候、就夫出生数年痛ミ借銀等出来仕候故、田地等も売払申候故貧ク罷成申候、然所御頼寺之御勸化筋ニ而御法度も相背候様ニ相聞、扱々無勿躰趣ニ奉存候、折々寸暇之節参寺仕候、御勸化承候所随分御公儀様より被為仰出候儀、念ヲ入御公役諸上納仁義等も無疎略候様ニ相働可申

候由承候所相違無御座候、仍而書物如件

萩原村

小四郎

宝曆十二年十二月

願心寺様

栄法寺様

口上書

一去ル十二月廿一日、大庄屋方より拙寺へ参申候様ニ申来候間、早々参申候処ニ、大庄屋被申候ハ、私共此間御館御弓ノ間ニ被召出、御当職御直ニ御褒美被仰下候、其節被仰候ハ、萩原村小四郎儀親ノ代ニハ相応ノ田地等所持之所□^⑤同人仏法ニ立入候ニ付不女意ニ相成申候、山口村利七儀も後生ヲ願、百生之本意ヲ失ヒ、或ハ親へ不孝仕、又ハ御上納御公役籠抹仕候、依之右兩人旦那寺へ引渡、弟子ニ致候様ニとの御意ニ御座候間、右人柄拙寺へ請取弟子ニ仕候様ニ被申候、拙僧儀指当り返答仕様無御座候、先罷り帰り工夫ヲも致可申旨申置其日ハ引取申候、此儀甚難治之儀ニ御座候故、翌廿二日之夜触次荣法寺へ罷越候而右之次第委細申達候処、同寺被申候ハ御当職より被仰出候御事ニ而有之候ハ、定而寺社御奉行衆より触頭衆へ被申付も可有之也、大庄屋より一応申候趣ニ而ハ難得其意候間、早々大庄屋本へ参り申候而、弥御当職より被仰付候儀ニて有之候ハ、其通り書付ヲ申請候様ニ同寺被申候間、早速罷越右書付之儀相望候処、

◎其節同人申候ハ永田伊左衛門殿より被仰付候儀ニ而御当職より被仰付候儀ニ而ハ無御座候、御間違ニ而御座候間、左様ニ可存旨申候間、其儀者其分ニ仕置候而、又々拙僧申候ハ、其儀ニ而御座候ハ、伊左衛門殿より被仰付候と申書付ニ而も遣候様ニと申達候所、明日御郡役所へ懸合申候而、右書付可遣旨申候、翌廿三日栄法寺へ大庄屋より書状遣被申候処、拙僧間違之趣申断ニ文章ニ而御座候、同廿四日之夕大庄屋より兩人引渡之證拠調遣被申候、右證拠旧冬指上申候処、文義甚宗門ニ相障リ申ニ付、先人柄受込申間敷由被仰付候間、其段大庄ヤ方へ■早々掛合置申候

一拙僧共勸方不宜ニ付兩人之者心得違仕、御公儀籠略仕候由御郡より御掛合有之候故、御吟味被仰付候様承知仕候、拙僧共兼々旦那中教化仕候ハ、御本山御掟之趣より外他事無御座候、猶又旦那中大かい見及候所、左様ノ心得違申候者も無御座奉存候へとも、在家之儀ニ候へハ、万一ノ儀も可有御座候と奉存候ニ付、兩人之者共吟味仕候処、曾而左様ノ心得違無之趣相聞申候、依之兩人之口上書指上申候間、御覽可被下候、猶大庄屋より兩人へ申渡候趣承申分荒々書付申上候

一大庄屋より利七へ申渡候ハ、同人儀御上納不埒仕、又ハ御公役籠抹仕、其上親ニ不孝致、旁百生ノ本意ヲ失、耕作籠略仕、参寺斗致候ニ付、旦那寺へ相渡候間、坊主ニ相成候申候様ニとの儀ニ御座候、同人儀平生不孝之沙汰承不申候、同人儀も左様悪行其覚無之処、此節罪名ヲ蒙り候段甚おんキノ仕合ニ奉存候趣ニ御座候、尤去八月ノ比御内検見之節、毎々村へ罷出居申候処、留主ノ間薪等不自油之折

節わら抔たキ申候事も御座候由、然とも其節ハ百生中隙なし仕候時分致故方無御座候ニ而、右之仕合と相聞申候、御年貢御上納之儀ハ同人書付候通ニ御座候、御公役間違之儀も同人書付相違之儀無御座候ニ相聞申候

一大庄屋より小四郎へ申渡候、其方事親共代ハ勝手宜敷、田地等所持仕候所、後生ヲ願候ニ付百生本意ヲ失ヒ、子共おも奉公ニ召置候儀不了簡ノ至候、畢竟仏法ニ致帰依候ニ付、右躰之不埒仕間、旦那寺へ引渡、貧度坊主ニ相成候様との事ニ御座候、仏法帰依ニ付右之通リ相成申候儀ニ而者無御座候、猶田地以旦那寺へ助成仕候儀無之、自分ノ不幸ニ候へハ致様無之趣ニ相聞へ申候、畢竟貧福之儀ハ凡慮之不及所ニ御座候乎、一向仏法ニ疎遠成者随分貧究仕リ、仏法帰依之者ニも家富榮候、ともかくも其類数多御座候へハ、大庄屋申付候儀不真之至ニ被存候

一大庄屋より立明寺村惣五・善助、湯町彦次、塔原村作蔵、古賀村惣兵衛等同座へ呼出申候而申付候ハ、外ニ用事無之、此已後兩人抔之様ニ脇方ヲ誘ヒ申候而参寺仕者ハ急度遠嶋可申付候間、其時ニ至リ大庄屋恨申間敷由申付候、畢竟無縁寺ハ旦那より助成無之候而者相立不申候処、一向仏参指留申候而ハ指当リ迷惑之至ニ奉存候、殊ニ教化不埒儀ニ付右之趣ニ御座候而ハ拙僧共、甚難儀至程ニ奉存候、勿論家業を取止メ法ヲ信シ候様ニハ教化可仕様無御座候、又旦那之者左様ニ心得違仕候儀折々ニも参詣仕候者ニハ見及不申候、乍然数多旦那人数ニ御座候間、其中ニハ了簡違之者も有之哉由、其儀ハ委ク存不申候、大かい拙僧共吟味仕分書上申候

一 正月三日小四郎、利七兩人、其村斗藏ニ押籠置申候而、昼夜兩人宛
番致させ候由承申候、ケ様之趣も仏法ニ立入申候故と有之候而者指
当拙僧共迷惑之至ニ奉存候間、此儀も承申候赴書上申候、已上

正月十三日 右ハ横折ニ書上ル

證拠

山口村百生 利七

萩原村百生 小四郎

右之者共後生相願、百生之本意ヲ失、耕作筋御年貢公役等龜抹致、
御郡中風俗之妨相成候付、右之人柄御寺へ進申候、御勝手次第、御
弟子ニ可被成候、仍證文如件

上古賀村大庄屋

利兵衛 判

宝曆十二年午ノ十二月

西蓮寺

御願申上ル口上之覚

一 御笠郡萩原村小四郎・山口村利七儀、仏法ニ立入候故、御政道筋龜
略仕候ニ付、旦那寺へ御引渡被成候由、御郡より御懸合有之、其段
之御渡承知仕候、此儀甚宗門ニ相障申候、願心寺呼出シ遂吟味候処、
同寺儀勿論本山掟之外、決而非儀非道之教化筋仕候儀無御座候、猶
又触次並惣法中詮議仕候所、右同前ニ御座候、小四郎・利七其外平
日參寺仕候旦那之者、曾而左様之了簡違無之趣委細書付此間指上申

候所、大庄屋了簡違ニて間違ニ相成候由、兩人之者弟子ニ仕間敷由
被仰付承知仕候、然所同郡法中より願出候は、利七・小四郎へ大庄
屋間違之儀急度申渡、又ハ相触候趣、此已後一向仏參仕候者遠嶋、
或ハ改宗可申付旨ニ候、依之村中之者以ノ外恐入申候而、旦那寺出
入之儀も遠慮仕候趣ニ相聞候、左候へハ畢竟無縁地、迷惑ニ至奉存
候、猶又法儀ニも相障可申由願出申候、此儀尤ニ相聞候而、則右願
書相添指上申候、右之趣ニ御座候へハ大庄屋了簡違之儀も世間へ相
知不申、一向相分り不申候間、近比恐多御願ニ御座候へ共、何とそ
大庄屋より右触置候村之庄屋中へ触直申候而、以前之通仏參坊ニ相
成不申候様ニ重畳奉願候、且又一郡左様ノ間違之趣ニ御座候而ハ惣
御郡ニ相聞、本山寺法ニ非儀非道も有之由、了簡違仕候者も可有之
奉存候、左様ニ御座候而ハ又々騒動可仕と奉存候へハ、幾重ニも此
段御聞通被遊被下、拙寺共願通り被仰付可被下候、偏ニ奉願候、以
上

宝曆十三年二月

万行寺 正清

光專寺 普明

徳栄寺 義玄

森 源大夫殿

時枝長大夫殿

御願申上ル口上之覚

一 去十二月廿一日萩原村小四郎・山口村利七、右兩人大庄屋利兵衛方呼付、法儀ニ付御公役・御年貢並農事等籠略仕候由にて、且那寺西蓮寺へ引渡候様ニ御上より被仰付候段、同寺掛持願応寺へ大庄ヤより掛合申候、此儀去冬已来各様より御吟味被仰付候ニ付、委細以書付申出候処ニ、右之儀大庄屋了簡違ニ付間違ニ相成候故、利七・小四郎儀弟子ニ仕間敷候由被仰渡候趣承知仕候、就夫兩人へ大庄屋右之段申渡候刻ニ触下庄屋中へ相触申候ハ、已後仏參等仕候者ハ遠嶋、惑ハ改宗など可申付旨申渡候故、拙寺共旦那中諸方ニ散在仕候得ハ、ケ様ノ趣承伝、殊外怖入申候故、只今ニ而ハ仏參等も遠慮仕候趣ニ相聞候、左候へハ教化門も難相立、猶又已後迷惑之趣ニ成行可申哉、此儀甚氣毒之至ニ奉存候、右大庄屋触置候村々へ、同人了簡違無調法之趣、此節触直シ明白ニ相分り申候様御願請可被下候、左様無之候而ハ法儀ニ付兼而不都合も可有之様ニ門徒ノ類了簡違仕候而ハ、弥寺法ニ相障り可申と奉存候、御簡慮之上此段御聞通り可被下候、重畳奉願候、已上

御笠郡

一派中

宝曆十三年二月

徳栄寺

万行寺

光専寺

御笠郡武蔵村

栄法寺

同郡阿しき村

円徳寺

同郡山口村

願応寺

同郡

物法中

申渡

一 上古賀村大庄屋了簡違ニ付間違之儀相触候趣、先達而寺社御奉行所より被仰出候、然処諸方散在之門徒故、右間違之趣世間ニ流布無之候而ハ門徒中も了簡違可有之、尚又參寺之者も無之御法儀甚氣毒之赴被願出候間、早速其通り寺社御役所へ願出候処、去ル廿一日拙寺共御用之儀有之由申来罷出候処、御奉行より願書式通并御郡之書状尅通御渡有之、猶御郡より大庄屋へ触直し之儀可申付旨ニ候、依之右願書御郡より之書状之写相渡候間、各預り門徒中寄へ披露有之了簡無之様可申談候、定而村々へハ大庄屋より触直シ可申候と存^申、弥御寺法御掟之趣随分念ヲ入可被相勤候、尚又預り之門徒共へも御寺法御掟之赴、了簡違無之、御本山より被仰出候通御政道筋無籠略、家業堅相勤、決而籠抹無之様ニ世間之通儀ニ可准旨万端可被相勤候、此段重畳申渡候

觸頭三ヶ寺

未ノ二月廿三日

別紙之趣早々大庄屋へ可申付候
則願書両通致御返進候、以上

永田伊右衛門

二月廿日

森源太夫様

○其方触下ノ内、先達而真宗ニ傾、百性之本意ヲ取失候ニ付、右之者
共御詮儀之上遠嶋被仰付候所、其已後村之百生共一向寺參をも致
不申ニ付、寺々難儀指及、寺參等致候様ニ有之度段追々願有之候、
親先祖之忌日ニ仏參斗いたし候儀ニ候ハ不苦旨勝手次第、寺參致候
様ニ可申付候、右指免候而ハ以前之通り仏法ニ傾候而も不苦様ニ了
簡違も可致候、此已後以前之通百生之本意ヲ失ヒ宗旨ニ傾候儀於有
之ハ、急度一道可申付候条了簡違不致様ニ委敷可申付候、触下村々
此書面指廻、庄屋之承届之判願取可指返候、尤其方奥書致候而可指
廻候、以上

伊右衛門

四月廿九日

利兵衛殿

右之通被仰付候、百生中被召寄、委敷可被仰付候、尤此触状読聞せ

口上ニても能不被仰聞候而ハ合点不仕者も可有之候、又ハ一向ニ寺
參被仰付候間、仏ニハ不志候而も被仰付故、寺參不致候而ハ不叶事
共と相心得候も可有之候条、親先祖之忌日ニハ仏參仕候儀勝手次第
ニ被仰付候段、委敷人別合点仕候様ニ可被仰付候、追々も申談候様
ニ御触事人別聞違不申様ニ重畳可被仰付候、以上

利兵衛

五月朔日

○御笠郡山口村利七、同郡萩原村小四郎、真宗之仏道ニ立入、百生之
根元致亡却、村庄屋・大庄屋より段々稠敷申聞候へ共、不相用農業
ヲ取失ひ、御年貢・諸公役共ニ致不埒候付、兩人共ニ遠嶋被仰付候、
其外ニも右類有之候へ共、先頃究候御免被成候、此已後急度相改候
様ニ御書付被相渡候而稠敷被仰付候、其方共触々ニも右之類も可有
之哉、此已後急度相改候様ニ稠敷可申付候、不相改百生之本意ヲ取
失ひ候ものハ遠嶋被仰付候旨可有之候、此段重畳可申付候、已上

伊右衛門

二月八日

大庄屋

七人当ル

連々真宗仏道ニ立入、農業不懸心ニ付、大庄屋より追々相示候得共、
一円不相改百生一流風俗之妨相成不屈之至ニ候、依之遠嶋申付候事

御笠郡塔原村

同郡古賀村

二月八日

彦治

清助

作藏

源七

同郡立明寺村

七内 善助 惣五郎 又七 又作 弥七 久五郎

連々真宗仏道ニ立入、農業不心懸ケ有之段不届之至ニ候、急度相改耕作情入候様、大庄屋、村庄屋共無油断辛[◎]判可仕候、自然於不相改ハ一流風俗之妨ニ相成候事ニ候、品ニより庄屋共迄越度之沙汰ニ可及事、右之通り被仰渡候、一ヶ村式人三人了簡違之もの有之候、左様ノ者共ハ於不相改は遠嶋ヲも可被仰付候間、重畳稠敷村々共ニ可被仰付候

大庄屋

利兵衛

二月九日

○村々真宗且那之者共宗旨ニ片寄、百生之本業ヲ取失、耕作不心懸、御年貢・諸公役迄致不埒、其外村庄屋、大庄屋之才判ヲも受不申候者ハ可申出候

一小寄杯と申候而百生之家ニ住持を招、大勢集、説法など致申も有之と相聞候、村々ニ而右之類之儀有之百生、村中之妨ニ相成候事委敷書付、早々指出候様ニ御当職被仰聞候、無延引書付可指出候

伊左衛門

一山口村利七、萩原村小四郎、真宗之仏道ニ立入、百生之根元致亡却、村庄屋・大庄屋より段々稠敷申聞候得共不相用、農業取失、御年貢・諸公役不埒致候ニ付、兩人共へ遠嶋被仰付候、此已後右類之者有之候ハ、遠嶋被仰付候、已上

御笠郡何村何かし仕り上ル書物之事

一真宗且那之者共之内、宗旨え片付、百生之家ニ僧ヲ呼、大勢集り、説法など仕候而村中之妨ニ相成候様成儀有之候ハ、其次第書上候様ニ被為仰付奉畏候、当村中左様之儀決而無御座候、尤此已後左様之儀無御座様ニ私共重畳堅才判可仕候、若向後右類申儀御座候ハ、私共何分之曲事ニも可被仰付候、仍書物如件

庄屋・組頭中

判

伊左衛門様

役所

○唯今得貴意候、且那寺へ相渡候人柄、御笠郡山口村百生利七、同郡萩原村百生小四郎と申者ニ御座候、渡生ニ立入、家業を取失、年貢・公役等鹿抹致シ、田島等売払、又ハ子共奉公仕らせ、耕作等取失候者ニ御座候、萩原村真宗西蓮寺且那ニ御座候、同寺住持無之、山口村願心寺掛持ニ付相渡申候所、触口武蔵村栄法寺相談有之候所、右

人柄相渡候ハ、大庄屋より之證拠出候様ニ申由ニ御座候故、御当職へ相伺證拠指出候様ニ被仰付候故、其段今日申付候、證拠受取候上各様へ定而触頭よりも申出も可有御座候、別而仏法ニ立入候もの、右願之俣ニ弟子ニ致候儀、別而難儀ニ候ハ、此已後本意ヲ取失す、覚悟急度相改、耕作筋出情候様ニ住持より申聞、相改候而理り、拙者迄相願候ハ、元之ノ通り申付□可有之候、偏す、め不宜ニ付、右之通り儀も致出来候、向後右類之儀毎々有之候ハ、上より宗旨改も被仰付候様ニ可相成候段、彼是坊主へ被仰付可被下候、此段為可申述、如此ニ御座候、以上

永田伊左衛門

十二月廿三日

森源太夫様

右四通ハ半切紙ニ而上ル

被仰付可被下候、重畳奉願上候、以上

四月六日

御等郡

三ヶ寺ニ当ル

一派中

一今度利七身ノ上ニ付御上納、親不孝等不埒之儀被仰付、我々迄難儀至極奉存候、左様ノ不儀決而無御座候事、彼者口書之通、仍而御請合書、如件

立明寺村

弥七判

一家中

宝曆十二年十二月廿八日

願心寺様

栄法寺様

(とぎやま ともひで…人間文化研究所 客員研究員)

御願申上ル口上之覚

一先月廿四日於徳栄寺御呼出被遊、寺社御役所より被仰出候趣、具ニ被仰聞、委細之御書付近日大庄屋より触直シ可被致旨得其意申上候、仍而門徒中へ申聞せ、仏参・聞法已前之通り少も無異変之由時々噂仕候、然ニ追付廿日ニも罷成候得共、村々ニ触直シ無御座候、延引及候故諸人うたかわしく存、法中之謀計と存候哉、布而(藤)頃日ハ他門之嘲り、自門之面々弥々仏参怖入申候、唯今之通り在家仏参之怖申候而ハ難儀千万ニ奉存候、何とそ一日も早ク触直シ被致候様ニ